第二十二条の七第四項第七号中「第六号」を「第四号」に、「資産」を「資産（駐車場の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において「土地等」という。）で同欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）」に、「第三十九条の七第七項」を「第二十九条の七第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第六号」を「第四号」に、「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十四項」に、「前二項」を「前項」に、「前項第七号」を「同項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十九条の七第十七項第一号」を「第三十九条の七第十五項第一号」に改め、同項第二号中「第三十九条の七第二十二項」を「第三十九条の七第二十項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十一項」に、「第三十九条の七第二十四項ただし書」を「第三十九条の七第二十二項ただし書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項第五号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項第六号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「第六号」を「第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項第五号中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三十九条の七第三十九条の七第四十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第三十九条の七第四十四項」を「第三十九条の七第四十二項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十三項」に改め、同項第一号及び第三号中「第三十九条の七第十項」を「第三十九条の七第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十三項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第二十二条の九の三の見出し中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改め、同条中「第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する財務省令」を「第三十九条の十の三第四項第一号ロに規定する財務省令」に改め、同条第一号中「第三十九条の十の三第二項第一号ロ」を「第三十九条の十の三第四項第一号ロ」に改め、同条第二号中「第三十九条の十の三第二項第一号ロに規定する特別事業再編対象法人」を「第三十九条の十の三第四項第一号ロの株式交付子会社」に改め、同条第三号中「特別事業再編対象法人」を「株式交付子会社」に改める。

第二十二条の十の二第四号中「供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面その他の」を削り、「関する」を「関し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条の規定により提出すべき」に改める。

第二十二条の十の四第二項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に改める。

第二十二条の十の六第一項第一号中「この条」を「この項」に改め、「（利子の支払の基因となるものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、同項第二号中「（利子の受取の基因となるものに限る。以下この号において同じ。）」を削る。

第二十二条の十二中「法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用される法人税法第三十七条第四項の規定の適用がある場合の同条第九項」を「法人が法第六十六条の十一の三第二項に規定する認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合における同項の規定により適用する法人税法第三十七条第九項」に、「法第六十六条の十一の二第二項に規定する」を「当該」に、「同項」を「法第六十六条の十一の三第二項」に改める。

第二十二条の十九の二第一項中「から第五項までの規定は、」を「の規定は」に、「及び財務省令で定める書類」を「について、第十九条の十二第二項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の二十一第五項に規定する財務省令で定める事項について、第十九条の十二第四項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の二十一第九項第二号に規定する財務省令で定める事項について、第十九条の十二第十五項の規定は法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の二十一第十一項に規定する財務省令で定める方法について、それぞれ」に、「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十八項」に、「第二十六条の三十第十七項」を「第二十六条の三十第十九項」に改める。

第二十二条の二十の三第二項中「第三十九条の三十五の三第七項第二号」を「第三十九条の三十五の三第八項第二号」に改め、同条第五項中「第三十九条の三十五の三第七項第一号イ」を「第三十九条の三十五の三第八項第一号イ」に改める。

第二十二条の二十三第一項中「第三十九条の三十九第二項第二号」を「第三十九条の三十九第三項第二号」に改め、同条第二項中「第三十九条の三十九第三項第二号イ」を「第三十九条の三十九第四項第一号」に、「同号に掲げる」を「同条第三項に規定する」に改め、同条第三項中「第三十九条の三十九第八項の」を「第三十九条の三十九第九項の」に、「同条第八項（各号列記以外の部分に限る。）」を「同条第九項各号列記以外の部分」に、「又は分割契約書その他の」を「、分割契約書その他」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、同項第五号中「施行令第三十九条の三十九第八項」を「移転事業（施行令第三十九条の三十九第九項」に、「及び」を「をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、同条第四項中「前項」を「、前項」に改め、同条第五項中「第三十九条の三十九第八項」を「第二十九条の四第九項」に改め、「これらの規定の」を削り、「第七項及び第八項第五号において「」を「施行令第三十九条の三十九第九項に規定する」に、「」という」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第六項中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十項」に改め、同条第八項中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、同項第三号中「前号に掲げる」を「前号の」に改め、同項第五号中「に係る施行令第三十九条の三十九第六項」を「の施行令第三十九条の三十九第七項」に、「に係るもの」を「の同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額」に改め、同条第九項中「第三十九条の三十九第十項」を「第三十九条の三十九第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「の移転」を「（第十六項及び第四十六項において「試験研究用資産」という。）の移転」に改め、同条第三十五項中「第三十九条の三十九第二十五項」を「第三十九条の三十九第三十一項」に改め、同条第二十五項の「を」を削り、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「第二十九条の三十九第三十項」を「第三十九条の三十九第三十一項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「第三十項又は第三十一項」を「第四十一項又は第四十二項の処分（第二十条第四十一項又は第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第三十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に、「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第三十一項」に改め、「これらの規定の」及び「（第二十三項及び第二十四項第五号において「移転売上金額」という。）」を削り、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「前項」を「、前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項中「第三十九条の三十九第二十三項の」を「第三十九条の三十九第三十項の」に、「第三十四項において同じ。）の連結親法人」を「第四十五項において同じ。）の連結親法人」に、「同条第二十三項（各号列記以外の部分に限る。）」を「同条第三十項各号列記以外の部分」に、「第三十四項において「」を「第四十五項において「」に、「又は分割契約書その他の」を「、分割契約書その他」に改め、同項第三号中「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に、「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　移転事業

第二十二条の二十三第二十九項第六号中「前号に規定する」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十八項中「第三十九条の三十九第十八項第四号」を「第三十九条の三十九第二十七項第四号」に、「連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額」を「法第六十八条の九第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に、「第三十九条の三十九